

# 兵庫県公報

平成27年3月19日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 行政手続条例の一部を改正する条例（文書課）	4
○ 兵庫県地域創生条例（ビジョン課）	5
○ 客引き行為等の防止に関する条例（地域安全課）	8
○ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（同）	9
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	11
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	25
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例（同）	29
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	31
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（同）	32
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）	32
○ 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（同）	33
○ 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例（介護保険課）	34
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（同）	34
○ 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（障害者支援課）	35
○ 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（新産業課）	35
○ ため池の保全等に関する条例（農地整備課）	39
○ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	43
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）	43
○ 都市計画法施行条例の一部を改正する条例（同）	46
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	48
○ 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（教育委員会事務局総務課）	49
○ 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	50
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（同）	50
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	51

## 公布された法令のあらまし

### ●行政手続条例の一部を改正する条例（条例第3号）

行政手続法の一部改正の趣旨を踏まえ、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、その相手方に対して、県の機関が許認可等をする権限を行使し得る根拠を示さなければならないこと、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導をした県の機関に対して、当該行政指導の中止等を求めることができること、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分等をする権限を有する行政庁等に対して、当該処分等をすることを求めることができるもの等とすることとした。

### ●兵庫県地域創生条例（条例第4号）

人口の将来の展望を提示するとともに、その実現に向け、「人口対策」及び「地域の元気づくり」を柱とする地域創生に関する基本的事項を定め、県民、市町等とともに、地域の個性と特色を最大限に生かしながら、安全で元気なふるさと兵庫を実現することを目的として、地域創生に関して必要な事項を定めることとした。

### ●客引き行為等の防止に関する条例（条例第5号）

何人も安心して公共の場所を通行し、又は利用することができるようにし、安心して快適な地域社会の実現に寄与することを目的として、公共の場所における客引き行為等の防止に関して必要な事項を定めることとした。

### ●自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（条例第6号）

歩行者と自転車の交通事故が増加している状況を踏まえ、自転車の安全で適正な利用（以下「自転車の安全適正利用」という。）に関し、県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体（以下「県民等」という。）の役割並びに県及び市町の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本的事項を定めることにより、県民等、市町及び県が協働して自転車の安全適正利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、自転車の安全適正利用に関して必要な事項を定めることとした。

**●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第7号）**

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 3 警察手数料徴収条例

**●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）**

知事の権限に属する事務である中小企業等協同組合法に基づく共済事業等を行う事業協同組合による共済事業等以外の事業の実施の承認に関する事務等について、市町の規模能力等に応じて、市町が処理することとする等所要の整備を行うこととした。

**●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）**

住民の利便性の向上又は行政の合理化を図るため、知事が本人確認情報（住民票に記載される氏名、出生の年月日等の情報をいう。）を県の区域内の市町の執行機関に提供し、又は利用し、若しくは他の執行機関に提供することができる事務について所要の整備を行うこととした。

**●兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第10号）**

- 1 知事及び教育委員会の事務部局の職員並びに企業庁の職員の定数を削減し、警察官及び病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される職員の数の上限を改めることとした。

**●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）**

特別職に属する常勤の職員の給与等に係る抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職に属する職員の状況及び国の中期財政計画の動向を踏まえ、段階的に縮小を図ることとし、所要の整備を行うこととした。

**●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）**

- 1 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正  
定額により支給している内国旅行における宿泊料を実費額（上限額1夜につき16,500円）により支給することとした。
- 2 職員等の旅費に関する条例の一部改正  
内国旅行における宿泊料の宿泊地による区分を4区分（現行2区分）とし、当該区分ごとの宿泊料の額を定めることとした。

**●職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）**

職員の子育てを支援し、公務の継続性の確保、仕事と生活の調和の推進等を図るため、在宅勤務の制度を導入することとし、所要の整備を行うこととした。

**●法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）**

介護保険法の一部改正により、都道府県等が指定する事業者が行っていた同法に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業（以下「介護予防訪問介護等事業」という。）が市町の実施する事業に移行することとされ、当該事業に係る基準を厚生労働省令で定めることとされること等に伴い、条例で定める介護予防訪問介護等事業の基準に係る規定を削除する等所要の整備を行うこととした。

**●介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）**

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正により、市町の拠出金に係る拠出率について、その標準となる厚生労働大臣が定める割合が改定されることに伴い、当該拠出率を改めるとともに、平成27年度から平成29年度までの計画期間については、現在の基金の残額、交付及び貸付けの実績等を勘案し、市町に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

**●兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）**

兵庫県立総合リハビリテーションセンターにおいて、障害福祉サービスとして通常の事業所における就労を

希望する障害者に対する支援を行うこととするに伴い、当該支援を受けるための兵庫県立総合リハビリテーションセンターの利用につき、使用料を徴収することとする等所要の整備を行うこととした。

●**産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例**（条例第17号）

県内全域において産業の立地を促進し、産業の活性化及び新たな雇用の創出をするため、法人に対して課する事業税の不均一課税を受けることができる法人の範囲及び不動産取得税の不均一課税を受けることができる地区を拡大する等所要の整備を行うこととした。

●**ため池の保全等に関する条例**（条例第18号）

ため池等の機能の保全を図るためにその設置及び管理に関して必要な事項を定めるとともに、ため池等有する多面的機能の発揮の促進を図るために必要な事項について定めることにより、安全で安心な県民生活の確保、豊かな自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の創造、良好な地域社会の維持等に寄与することを目的として、ため池の保全のための規制等を定めることとした。

●**風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例**（条例第19号）

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、条例で建築等の規制に関し必要な事項を定める風致地区は、10ヘクタール以上であり、かつ2以上の市町の区域にわたる風致地区に限るものとし、当該風致地区内において建築物の新築等の行為をしようとする者は、市の区域内にあっては、当該市の長の許可を受けなければならないものとする等所要の整備を行うこととした。

●**建築基準条例の一部を改正する条例**（条例第20号）

- 1 建築基準法（以下「法」という。）の一部改正により、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないとされていた一定の特殊建築物について、その主要構造部及び一定の外壁の開口部に一定の防火措置を講ずればよいとされることを踏まえ、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物に関する規定等について、法と同様の措置を講ずることとした。
- 2 既存不適格建築物の安全性の向上に資する改修等の円滑化、市街地における土地の有効利用等を図るため、法の規定の内容を踏まえ、既存不適格建築物について増築等をする場合における規制の見直しを行う等所要の整備を行うこととした。
- 3 法の一部改正により、条例で定めることができる罰金の上限が引き上げられたことに伴い、罰金の額を引き上げることとした。

●**都市計画法施行条例の一部を改正する条例**（条例第21号）

市街化調整区域における多様な課題に柔軟に対応することができるよう、同区域において知事が開発許可をすることができる開発行為を拡充する等所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第22号）

特定公共賃貸住宅のうち、特に入居率の低いものについて、低額所得者が入居できるようその用途を変更することとし、当該変更を行った県営住宅について公営住宅法に規定する公営住宅に準じて管理を行うこととする等所要の整備を行うこととした。

●**委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第23号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、議会の同意を得て、地方公共団体の長が任命した教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされること等に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例
- 2 教育長の給与等に関する条例
- 3 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例
- 4 兵庫県教育委員会委員定数条例

●**兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第24号）

兵庫県立川西高等学校については、県立高等学校教育改革第二次実施計画に基づき平成24年に新設した兵庫県立阪神昆陽高等学校へ再編したことに伴い、生徒の募集を停止してきたが、平成27年3月31日をもって全ての生徒が在学なくなることから、兵庫県立川西高等学校を廃止することとした。

●**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第25号）

- 1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を減員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される学校教職員の数の上限を改めることとした。

●**兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第26号）

- 1 兵庫県立尼崎病院及び兵庫県立塚口病院について、医療の高度化等を図るため、兵庫県立尼崎総合医療セ

ンターとして次のとおり再編すること等とし、所要の整備を行うこととした。

- (1) 名称  
兵庫県立尼崎総合医療センター
- (2) 位置  
尼崎市東難波町2丁目
- (3) 診療科目

内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 心療内科 漢方内科 緩和ケア内科 感染症内科 腫瘍内科
外科	外科 頭頸部 <sup>けい</sup> 外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳 神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科
上記以外の 診療科目	精神科 アレルギー科 小児アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテ ーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 小児救急科 歯科 <sup>く</sup> 口腔外科

- (4) 病床数  
730床
- 2 兵庫県立東洋医学研究所及び兵庫県立東洋医学研究所附属診療所の機能を兵庫県立尼崎総合医療センターにおいて継承することとし、同研究所及び同診療所を廃止することとした。
- 3 医師の確保により安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったこと等に伴い、兵庫県立加古川医療センター等の診療科目について所要の整備を行うこととした。
- 4 病院事業に従事する看護師の養成の役割が低下していることに鑑み、県立施設としての兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校を廃止することとした。

**条 例**

行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第3号**

**行政手続条例の一部を改正する条例**

行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第35条」に、「第5章 届出（第35条）」を「第5章 処分等の求め（第36条）  
第6章 届出（第37条）」に改める。

第1条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。

第2条第2項中「同項第2号に」を「同項第3号に」に、「同項第5号及び第32条」を「同項第6号、第32条及び第33条第2項」に、「同項第2号中」を「前項第3号中」に、「同項第3号」を「同項第4号」に、「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等」を「法令」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第5章」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条の見出しを削り、同条を第37条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は当該条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は当該条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は当該行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は当該行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- (5) 当該処分又は当該行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は当該行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(兵庫県税条例の一部改正)

2 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。



兵庫県地域創生条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

## 兵庫県条例第4号

## 兵庫県地域創生条例

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海に面し、淡路島を介して太平洋を臨む広大な県土を基盤とし、美しい自然や多様な風土に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により築かれてきた豊かな歴史、文化等を有し、厚みのある産業が集積しており、大都市から農山漁村、離島まで、個性と特色のある地域から成り立っている。

兵庫県の人口は、少子高齢化の進展や東京圏等の大都市圏への人口の流出により、推計人口が560万人を超えた平成21年を頂点に減少に転じており、広大な県土において人口の急速な減少と偏在化が進むと、将来において地域の活力が衰退し、地域間の格差が生じることが懸念される。これまで、兵庫県では、「21世紀兵庫長期ビジョン」において、成熟社会を目指し、時代潮流を的確に捉えながら、県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図る県民主役・地域主導の取組を進めてきた。あわせて、出会いや結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援、仕事と生活の両立への支援、活力が失われつつある地域でのにぎわいの創出及び都市と小規模集落等との交流を基本とする「地域再生大作戦」の推進など、全国に先駆けた施策を展開してきた。

このたび、国では、我が国が直面している少子高齢化や人口減少、東京圏への人口の集中、地域経済の縮小等の構造的な課題を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、人口の長期ビジョン及びその実現に向けた総合戦略を策定した。

兵庫県は、「日本の縮図」といわれるように、全国と同様の構造的な課題に直面していることから、将来にわたって活力を維持することができる地域モデルを確立しなくてはならない。このため、人口の将来展望を提示するとともに、その実現に向け、人口対策と地域の元気づくりを柱とする地域創生に関する基本的事項を定め、県民、市町等とともに、我が国の将来を兵庫から切り拓いていく気概を持って、地域の個性と特色を最大限に生かしながら、安全で元気なふるさと兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において「地域創生」とは、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少を抑制するとともに、東京圏に一極集中している人口及び活力を地方に分散することにより、地方が自立する構造を確立し、将来にわたって、県内の各地域で活力のある地域社会を構築していくための取組をいう。

(基本理念)

第2条 地域創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 少子高齢化及び人口の減少を抑制し、県民が将来への希望を持つことができる社会を実現し、県内の各地域で活力を生み出していくこと。
- (2) 大都市、地方都市、中山間地域等が産業、生活等の機能の分担をしながら、活力を持って自立できるよう、人、もの、資本、情報等が活用される環境をつくり、その活発な環流を図ること。この場合においては、県民の生活に必要な福祉、消費、交通等のサービスごとに圏域が形成される構造を目指すものとする。
- (3) 地域の豊かな自然環境、歴史文化等により育まれた人としての資質、地域社会での支え合い及びふるさとへの愛着に立脚した生活と心のゆたかさを実現すること。
- (4) 大規模な地震等による災害への備えを整えるとともに、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、安全で安心できる社会を築いていく災害文化を発展させること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域創生に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域創生の推進に当たり、県民、事業者、各種の団体、市町、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念に鑑み、当該市町の区域の個性と特色を生かした地域創生に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民、事業者、各種の団体は、基本理念に鑑み、地域創生のための取組に自ら努めるとともに、県及び市町が実施する地域創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(戦略)

第6条 知事は、第3条第1項の施策の推進に関して兵庫県地域創生戦略（以下「戦略」という。）を定めるも

のとする。

2 戦略に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 県の人口の現状及び将来の展望に関する事項
- (2) 地域創生のための基本的な目標に関する事項
- (3) 地域創生のための施策の推進に関する基本的な方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域創生のための施策の推進に関する重要事項  
(戦略の策定手続)

第7条 知事は、戦略を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 知事は、戦略の案の作成に当たっては、知識経験を有する者のうちから知事が指名する者により構成する地域創生戦略会議において、広く県民の意見を聴くものとする。

3 知事は、戦略を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、戦略の変更について準用する。

(戦略の実施状況の報告)

第8条 知事は、毎年度、前年度における戦略の実施状況について、議会に報告しなければならない。

(人口対策)

第9条 県は、戦略に基づき、地域創生のための人口対策として、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 結婚又は出産が個人の意思に基づくものであることを基本とした、結婚、出産又は子育ての希望を実現することができる社会づくりに関する施策
- (2) 健康、福祉、農林水産等の分野における地域に根ざした事業及び雇用の創出に関する施策
- (3) 人、もの、資本、情報等の環流により地域を発展させるための施策
- (4) 地域の個性と特色を生かした地域づくりに関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域創生のための人口対策に関して必要な施策

(地域の元気づくり)

第10条 県は、戦略に基づき、地域創生のための地域の元気づくりとして、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 産業の競争力の強化に関する施策
- (2) まちづくりに関する施策
- (3) 健康で安心して生活できる社会づくりに関する施策
- (4) 県土の基盤整備に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域創生のための地域の元気づくりに関して必要な施策

(税制上の措置)

第11条 県は、地域創生のための施策を推進するため、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）に基づく事業者に対して課する事業税の不均一課税及び不動産取得税の不均一課税の措置その他の必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、地域創生のための施策を推進するため、産業立地の促進、地域の振興その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地域創生の推進体制)

第13条 県は、基本理念にのっとり、地域創生を総合的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(補則)

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

2 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 兵庫県地域創生戦略



客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 兵庫県条例第5号

### 客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、何人も安心して公共の場所を通行し、又は利用することができるようにするために公共の場所における客引き行為等の防止に関して必要な事項を定めることにより、安心して快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共の場所」とは、道路、公園、広場、駅その他の不特定又は多数の者が出入りすることができる場所をいう。

2 この条例において「客引き行為等」とは、特定の者に対し、客引きをし、若しくは役務に従事するよう勧誘し、又はこれらの行為をする目的で公衆の目に触れるような方法によりこれらの行為の相手方となるべき者を待つことをいう。

(県の責務)

第3条 県は、県民、事業者、地域の団体及び市町との連携及び協力の下に、客引き行為等の防止に関して必要な施策を実施するものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、県が実施する客引き行為等の防止に関する施策に協力するとともに、客引き行為等の防止に関して必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第5条 県民、事業者及び地域の団体は、県及び市町が実施する客引き行為等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公共の場所における禁止行為等)

第6条 何人も、公共の場所において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 拒絶の意思を表示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為
- (2) 客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為を行うために、通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、又は路上においてたむろする行為その他の人の通行を妨げる行為
- 2 何人も、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
- 3 知事は、前2項の規定に違反したと認められる者に対し、必要な指導をすることができる。

(禁止地区の指定等)

第7条 知事は、何人も安心して通行し、又は利用することができる快適な環境の確保を特に図る必要があると認める地区を客引き行為等を禁止する地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

- 2 市町の長は、快適な環境の確保のため、客引き行為等を禁止する必要があると認めるときは、知事に対し、禁止地区の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあった地区について、快適な環境の確保を図る必要があると認めるときは、当該地区を禁止地区に指定するものとする。
- 4 知事は、禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町の長の意見を聴くものとする。ただし、指定をしようとする地区が第2項の規定による要請に係るものであるときは、関係市町の長の意見を聴くことを要しない。
- 5 禁止地区の指定は、その区域を告示することにより行う。
- 6 知事は、必要があると認めるときは、禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。
- 7 第2項、第4項及び第5項の規定は、禁止地区の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止地区における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止地区において客引き行為等をし、又は他人に客引き行為等をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、客引き行為等をし、又は他人に客引き行為等をさせる行為が快適な環境の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として規則で定める場合には、適用しない。

(禁止地区における指導等)



第9条 知事は、前条第1項の規定に違反して客引き行為等をし、又は他人に客引き行為等をさせる行為（以下「禁止行為」という。）をしたと認められる者に対し、必要な指導をすることができる。

2 知事は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該者に対し、禁止行為を中止すべきことその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入調査）

第10条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、客引き行為等をし、若しくは客引き行為等をさせる者の従業する場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第9条第3項の規定による命令に違反した者

(2) 前条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項に規定する書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の書類その他の物件を提出若しくは提示し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（関係機関等への要請）

第12条 知事は、第7条第1項若しくは第3項の規定による禁止地区の指定、第9条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、警察署長に対し、情報の提供その他必要な援助を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町の長、地域の団体その他の者に協力を求めることができる。

（条例の適用除外）

第13条 客引き行為等の防止に関する措置を規定する条例を制定している市町の区域であって、当該条例の規定により、客引き行為等の防止に関する措置が効果的に講じられていると認められる市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、規則で定める。

（補則）

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第15条 第9条第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科すべきときは、この限りでない。

2 第10条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項に規定する書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の書類その他の物件を提出若しくは提示し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、5万円以下の過料に処する。

（適用上の注意）

第16条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条から第11条まで及び第15条の規定は、同年10月1日から施行する。



自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第6号

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全で適正な利用（以下「自転車の安全適正利用」という。）に関し、県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体（以下「交通安全団体」という。）の役割並びに県及び市町の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本的事項を定めることにより、県民、事業者、交通安全団体、市町及び県が協働して自転車の安全適正利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（県民の役割）

第2条 県民は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、自転車の利用に関する道路交通法その他の関係法令（以下「自転車関係法令」という。）の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、地域等における自転車の安全な利用の啓発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 事業者は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、その事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（交通安全団体の役割）

第4条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全適正利用に関する活動を企画し、県民の参画を得て、積極的に推進するよう努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、県民、事業者、交通安全団体、市町及び国との相互の連携及び協力の下、自転車の安全適正利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、県民、事業者及び交通安全団体の自転車の安全適正利用に関する運動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市町の責務）

第6条 市町は、前条の県の施策に準じた施策及びその区域の状況に応じた自転車の安全適正利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、県との相互の連携及び協力の下、当該施策を効果的に実施するよう努めなければならない。

（県の交通安全教育等）

第7条 県は、県民に対し、自転車の安全適正利用に関する交通安全教育及び啓発を行うものとする。

（保護者等の教育）

第8条 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、その従業者に対し、自転車関係法令の遵守、自転車に係る点検及び整備の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならない。

（高齢者の同居者等の助言）

第9条 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全適正利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。

（自転車小売業者等の情報提供）

第10条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、自転車を購入しようとする者及び自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全適正利用に関して必要な情報の提供を行うようにするものとする。

(自転車の安全適正利用)

第11条 自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)は、自転車関係法令を遵守するとともに、歩行者、自動車等の通行に十分配慮して自転車を利用しなければならない。

2 自転車利用者は、夜間に道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。)で自転車を利用する場合は、前照灯を点灯するとともに、自転車関係法令に定める反射器材を備えた自転車又は尾灯を点灯した自転車を利用しなければならない。

3 前項の場合においては、自転車利用者は、自転車の車輪の側面に反射器材を備えたものを利用するよう努めなければならない。

4 保護者は、その監護する幼児又は児童を道路で自転車に乗車させるときは、当該幼児又は児童に対し、乗車用ヘルメットその他の交通事故による被害の軽減に資する器具を使用させるよう努めなければならない。

(自転車の点検及び整備)

第12条 自転車利用者、自転車貸付業者その他事業活動において自転車を利用させる者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うようにするものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うようにするものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第13条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第14条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなければならない。

2 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧めるようにするものとする。

3 前2項の規定は、自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときについて準用する。

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供)

第15条 県、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等は、自転車損害賠償保険等に加入する者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の整備等)

第16条 県は、歩行者、自転車等が安全に通行することができるよう、自転車道、自転車レーン等の整備に努めるとともに、市町等が行う放置されている自転車の撤去、自転車駐車場の整備等について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、同年10月1日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第7号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉事務所使用料及び手数料の款畜犬検診料の項を削る。

別表第3の16の部(3)の款中「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に、「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に改め、同部(4)の款中「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿への」を「宅地建物取引士資格登録簿への」に改め、同部(5)の款中「宅地建物取引主任者資格登録移転申請手数料」を「宅地建物取引士資格登録移転申請手数料」に改め、同部(6)の款中「宅地建物取引主任者証交付申請手数料」を「宅地建物取引士証交付申請手数料」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改め、同部(7)の款中「宅地建物取引主任者証有効期間更新申請手数料」を「宅地建物取引士証有効期間更新申請手数料」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改め、同表18の部を次のように改める。

18 歯科技工士法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第16条及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第17条の規定による改正前の歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付	3,000円

別表第3の26の部(4)の款中「、機械保全」を削る。

別表第4の1の2の部(1)の款中「食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この部において「法」という。)」を「法」に改め、同款を同部(1)の3の款とし、同款の前に次のように加える。

(1) 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この部において「法」という。)第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	150,000円
(1)の2 食品衛生管理者講習会登録申請手数料	法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査	90,000円

別表第4の21の部(1)の2の款を削り、同部(3)の款の次に次のように加える。

(3)の2 構造計算適合性判定手数料	法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものである場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 115,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 137,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 151,000円
			床面積が10,000平方メートルを	1の建築物につき

		超え50,000平方メートル以内のもの 床面積が50,000平方メートルを超えるもの	191,000円 1の建築物につき 323,000円
	構造計算が 法第20条第 1項第2号 イに規定す る国土交通 大臣が定め た方法によ り行われた ものである 場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 167,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 215,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 248,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 324,000円
		床面積が50,000平方メートルを超えるもの	1の建築物につき 590,000円

別表第4の21の部(4)の款中「第18条第17項」を「第18条第19項」に、「法第18条第14項」を「同条第16項」に改め、同部(5)の款及び(6)の款中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同部(7)の款中「第18条第17項」を「第18条第19項」に、「法第18条第14項」を「同条第16項」に改め、同部(8)の款から(10)の款までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同部(11)の款中「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料」に、「又は第18条第22項第1号」を「若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「の承認」を「の認定」に改め、「(法第7条第1項の規定による申請が受理された場合を除く。)」を削り、同部(28)の3の款中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同部(28)の4の款中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同部備考2中「(1)の2の款」を「(3)の2の款」に改め、同部中備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考8までを備考4から備考7までとし、同表30の部(3)の款中「宅地建物取引主任者証書換え交付手数料」を「宅地建物取引士証書換え交付手数料」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改め、同部(4)の款中「宅地建物取引主任者証再交付手数料」を「宅地建物取引士証再交付手数料」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改め、同部(5)の款中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同表54の部(2)の款の次に次のように加える。

(2)の2 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料	法第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	150,000円
(2)の3 食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料	法第12条第5項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査	90,000円

別表第4の61の部中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同部(1)の款中「第1種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第1種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に、「第9条第1項」を「第27条第1項」に、「第1種フロン類回収業者の」を「第1種フロン類充填回収業者の」に改め、同部(2)の款中「第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第1種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に、「第12条第1項」を「第30条第1項」に、「第1種フロン類回収業者の」を「第1種フロン類充填回収業者の」に改め、同表62の部(4)の款を同部(7)の款とし、同款の前に次のように加える。

(5) 指定調査機関 指定更新申請手数料	法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	24,800円
(6) 指定調査機関 指定書書換え交付手数料	指定調査機関の指定書の書換え交付	2,000円

別表第4の62の部中(3)の款を(4)の款とし、(2)の款を(3)の款とし、同部(1)の款中「土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この部において「法」という。）」を「法」に改め、同款を同部(2)の款とし、同款の前に次のように加える。

(1) 指定調査機関 指定申請手数料	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この部において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	30,900円
-----------------------	--	---------

別表第4の62の部の次に次のように加える。

62の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円

別表第4の64の2の部備考(1)中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に、「21の部(1)の2の款」を「21の部(3)の2の款」に改め、同表65の部(1)の款中

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等である	住宅が存する建築物（以下この部において「対象建築物」という。）の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	47,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

と認められた住宅に係る計画（以下この部において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合	トルを超え1,000平方メートル以内のもの	得た額
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

を  
「

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この部において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住	住宅が存する建築物（以下この部において「対象建築物」という。）の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

宅性能評価機関（以下この部において「評価機関」という。）により法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画（以下この部において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
	対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
	対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
	対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
	対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
	対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準（知事が定めるものに限る。）に適合すると認められた住宅に係る計画（以下この部において「評価方	対象建築物の住宅の数が1である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートル	35,000円



法基準適合計画」という。)である場合		を超えるもの	
	対象建築物の住宅の数が2以上である場合	対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	102,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	331,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平	498,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

	方メートル以内のもの	
	対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	900,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,212,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

に、「長期使用構造等適合計画以外の計画である」を「その他の」に改め、同部備考3(1)中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に、「21の部(1)の2の款」を「21の部(3)の2の款」に改め、同部備考4の表(1)の款を次のように改める。

(1) 法第6条第1項第1号に掲げる基準	評価方法基準適合計画である場合	対象建築物の住宅の数が1である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	3,400円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,700円
	対象建築物の住宅の数が2以上である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額	

		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	111,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	198,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	305,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	574,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	807,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,000,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	評価方法基準適合計画以外の計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	98,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え	156,000円を計画の変更に

	1,000平方メートル以内のもの	係る住宅の数 で除して得た 額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	320,000円を 計画の変更に 係る住宅の数 で除して得た 額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	587,000円を 計画の変更に 係る住宅の数 で除して得た 額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,031,000円 を計画の変更 に係る住宅の 数で除して得 た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,934,000円 を計画の変更 に係る住宅の 数で除して得 た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,811,000円 を計画の変更 に係る住宅の 数で除して得 た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,477,000円 を計画の変更 に係る住宅の 数で除して得 た額

別表第4の66の部備考1(1)及び備考4(1)中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に、「21の部(1)の2の款」を「21の部(3)の2の款」に改める。

別表第5の7の部中「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に、「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に改める。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1特別病室の室料の款中Jの項をKの項とし、Bの項からIの項までをCの項からJの項までとし、Aの項をBの項とし、同項の前に次のように加える。

A	1人1日	32,500円
---	------	---------

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第3条 警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表6の部(2)の款中「第5条の2第3項第2号」の右に「又は第3号」を加え、同表7の部(1)の款金額の欄を次のように改める。

1,600円
1,900円
4,400円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,400円)
1,750円
1,850円
2,200円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円)
1,750円
1,900円
2,950円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,500円)
1,850円
1,500円
1,750円
1,900円
4,550円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円)
1,700円
1,550円
2,850円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使

用して受ける場合にあっては、4,400円)

別表7の部(1)の2の款中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に、「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同部(2)の款中「2,800円」を「2,850円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に、「1,000円」を「1,050円」に改め、同部(4)の款中「3,600円」を「3,500円」に改め、同部(6)の款中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同部(7)の款中「1,200円」を「1,100円」に改め、同部(8)の款中「23,500円」を「23,450円」に、「21,850円」を「21,700円」に改め、同部(9)の款中「1,200円」を「1,100円」に改め、同部(10)の款中「15,000円」を「14,950円」に、「9,450円」を「9,400円」に、「12,850円」を「12,750円」に改め、同部(12)の款法第108条の2第1項の規定に基づき講習を受けようとする者の項法第108条の2第1項第1号に掲げる講習を受けようとする場合の目金額の欄から同項法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けようとする場合の目金額の欄までを次のように改める。

講習1時間につき	750円
講習1時間につき	2,350円
講習1時間につき	2,100円
講習1時間につき	4,650円
講習1時間につき	2,450円
講習1時間につき	4,100円
講習1時間につき	4,000円
講習1時間につき	1,400円
講習1時間につき	3,100円
講習1時間につき	1,300円
講習1時間につき	650円
講習1時間につき	2,050円
講習1時間につき	2,700円
講習1時間につき	2,550円
講習1時間につき	2,400円
	500円
	800円

1,350円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下この部において「講習規則」という。）で定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この部において「政令」という。）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するものである場合にあっては、800円）
5,600円（当該講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200円）
2,250円

別表7の部(12)の款法第108条の2第1項の規定に基づき講習を受けようとする者の項法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を受けようとする場合の目中「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に改め、同目の次に次のように加える。

法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 1,900円
---------------------------------	--------------------

別表7の部(12)の款法第108条の2第2項の規定による講習で講習規則に定める基準に適合するものを受けようとする者の項政令第37条の6第2号に規定する講習を受けようとする場合の目中「1,500円」を「1,350円」に改め、同項政令第37条の6の2第1号に規定する講習を受けようとする場合の目中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に改め、同部(13)の款中「850円」を「900円」に改め、同部備考2の表(8)の款に定める額から減ずる額の欄を次のように改める。

(8)の款に定める額から減ずる額
4,000円
3,600円
1,300円
4,250円
6,700円
6,100円
2,100円
7,400円
2,450円

1,950円
1,950円
2,450円
1,950円
1,950円
2,000円
1,950円
2,500円
1,750円
2,100円
2,550円
3,700円
2,550円

別表7の部備考3中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同部備考4中「350円を減じた額とし」を「550円を減じた額とし」に、「200円」を「350円」に改め、同部備考5の表(10)の款に定める額から減ずる額の欄を次のように改める。

(10)の款に定める額から減ずる額
4,000円
3,600円
1,300円
4,250円
1,350円
1,250円
1,300円
2,050円
1,250円
1,200円
1,100円
1,550円
1,350円
1,300円
1,550円
1,350円



1,300円
1,400円
1,300円
1,200円
2,550円

別表7の部備考6中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「(2)の款特定第1種免許に係る教習指導員審査の項」を「(2)の款特定第1種運転免許に係る教習指導員審査の項」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同部備考7中「100円を減じた額とし、普通自動車免許」を「250円を減じた額とし、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の21の部、64の2の部備考(1)、65の部備考3(1)、66の部備考1(1)及び備考4(1)の改正規定並びに第3条中警察手数料徴収条例別表7の部(12)の款の改正規定(同款法第108条の2第1項の規定に基づき講習を受けようとする者の項法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を受けようとする場合の目の次に次のように加える部分に限る。) 平成27年6月1日
  - (2) 第2条の規定 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第26号)附則ただし書に規定する日
  - (3) 第3条中警察手数料徴収条例別表6の部(2)の款の改正規定 公布の日  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第2項第1号又は第3項第1号の規定による申出をしている者の当該申出に係る警察手数料徴収条例別表7の部(12)の款に規定する講習手数料の徴収については、第3条の規定による改正後の警察手数料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第8号**

**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表3の部及び4の部を次のように改める。

3及び4 削除

本則の表12の部の次に次のように加える。

12の2 中小企業等協同組合法に基づく事務

事務	市町
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の2第7項ただし書の規定による承認に関する事務(その地区が1の市の区域に存する事業協同組合又は事業協同小組合に係るものに限る。)	神戸市

- (2) 法第9条の2の3第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する事務（その地区が1の市の区域に存する事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会に係るものに限る。(3)、(4)、(6)から(8)まで、(13)（法第55条第6項において準用する場合に限る。）、(15)及び(18)において同じ。）
- (3) 法第9条の2の3第2項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消しに関する事務
- (4) 法第9条の6の2第1項又は第4項（法第9条の9第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による認可に関する事務
- (5) 法第9条の7の2第1項又は第5項（法第9条の9第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による認可に関する事務（その地区が1の市の区域に存する事業協同組合又は協同組合連合会に係るものに限る。）
- (6) 法第9条の7の5第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条の規定による命令、立入検査及び質問に関する事務
- (7) 法第9条の7の5第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第306条の規定による命令に関する事務
- (8) 法第9条の7の5第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第307条第1項の規定による命令に関する事務
- (9) 法第9条の9第4項ただし書の規定による承認に関する事務（その地区が1の市の区域に存する協同組合連合会に係るものに限る。(11)及び(16)において同じ。）
- (10) 法第27条の2第1項の規定による認可に関する事務（その地区が1の市の区域に存する事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は全ての事務所が1の市の区域に存する企業組合に係るものに限る。(12)、(13)（法第55条第6項において準用する場合を除く。）、(14)、(17)及び(19)から(43)までにおいて同じ。）
- (11) 法第31条の規定による届出の受理に関する事務
- (12) 法第35条の2の規定による届出の受理に関する事務
- (13) 法第48条（法第42条第8項、第55条第6項及び第69条において準用する場合を含む。）の規定による承認に関する事務
- (14) 法第51条第2項の規定による認可に関する事務
- (15) 法第55条の2第3項の規定による承認に関する事務
- (16) 法第57条の2の規定による認可に関する事務
- (17) 法第57条の5ただし書の規定による認可に関する事務
- (18) 法第58条の4の規定による基準の設定に関する事務
- (19) 法第58条の7第2項の規定による意見書の写しの受理に関する事務
- (20) 法第58条の7第3項の規定による意見書の写しの説明及び意見の要求に関する事務
- (21) 法第58条の8の規定による命令に関する事務
- (22) 法第62条第2項の規定による届出の受理に関する事務
- (23) 法第62条第4項の規定による認可に関する事務
- (24) 法第66条第1項の規定による認可に関する事務
- (25) 法第96条第5項の規定による登記の嘱託に関する事務
- (26) 法第104条第1項の規定による申出の受理に関する事務
- (27) 法第104条第2項の規定による措置の実施に関する事務

<ul style="list-style-type: none"> <li>(28) 法第105条第1項の規定による請求の受理に関する事務</li> <li>(29) 法第105条第2項の規定による検査に関する事務</li> <li>(30) 法第105条の2第1項又は第2項の規定による書類の受理に関する事務</li> <li>(31) 法第105条の3第1項又は第2項の規定による報告の徴収に関する事務</li> <li>(32) 法第105条の3第3項又は第4項の規定による報告の徴収及び資料の提出の要求に関する事務</li> <li>(33) 法第105条の4第1項の規定による検査に関する事務</li> <li>(34) 法第105条の4第2項の規定による立入検査及び質問に関する事務</li> <li>(35) 法第105条の4第3項の規定による検査に関する事務</li> <li>(36) 法第105条の4第4項の規定による立入検査及び質問に関する事務</li> <li>(37) 法第106条第1項又は第2項の規定による命令に関する事務</li> <li>(38) 法第106条第3項の規定による官報の掲載に関する事務</li> <li>(39) 法第106条の2第1項の規定による命令に関する事務</li> <li>(40) 法第106条の2第2項の規定による改善計画の提出の要求及び命令に関する事務</li> <li>(41) 法第106条の2第4項の規定による認可の取消しに関する事務</li> <li>(42) 法第106条の2第5項の規定による命令及び認可の取消しに関する事務</li> <li>(43) 法第106条の3の規定による届出の受理に関する事務</li> </ul>	
---	--

本則の表24の2の部を削り、同表26の部市町の欄中「神戸市、」を削り、同表33の部の次に次のように加える。  
 33の2 中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務

事務	市町
中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第5条の7第2項の規定による認可に関する事務（全ての事務所が1の市の区域に存する協業組合に係るものに限る。(2)から(20)までにおいて同じ。）</li> <li>(2) 法第5条の17第1項の規定による認可に関する事務</li> <li>(3) 法第5条の22の規定による措置に関する事務</li> <li>(4) 法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法（以下この部において「組合法」という。）第35条の2の規定による届出の受理に関する事務</li> <li>(5) 法第5条の23第3項において準用する組合法第48条の規定による承認に関する事務</li> <li>(6) 法第5条の23第3項において準用する組合法第51条第2項の規定による認可に関する事務</li> <li>(7) 法第5条の23第3項において準用する組合法第57条の5ただし書の規定による認可に関する事務</li> <li>(8) 法第5条の23第4項において準用する組合法第62条第2項の規定による届出の受理に関する事務</li> <li>(9) 法第5条の23第4項において準用する組合法第66条第1項の規定による認可に関する事務</li> <li>(10) 法第5条の23第4項において準用する組合法第69条において準用する組合法第48条の規定による承認に関する事務</li> <li>(11) 法第5条の23第5項において準用する組合法第96条第5項の規定による登記の嘱託に関する事務</li> <li>(12) 法第5条の23第6項において準用する組合法第104条第1項の規定によ</li> </ul>	神戸市

る申出の受理に関する事務 (13) 法第5条の23第6項において準用する組合法第104条第2項の規定による措置の実施に関する事務 (14) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条第1項の規定による請求の受理に関する事務 (15) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条第2項の規定による検査に関する事務 (16) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条の2第1項の規定による書類の受理に関する事務 (17) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条の3第1項又は第2項の規定による報告の徴収に関する事務 (18) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条の4第1項の規定による検査に関する事務 (19) 法第5条の23第6項において準用する組合法第106条第1項又は第2項の規定による命令に関する事務 (20) 法第5条の23第6項において準用する組合法第106条第3項の規定による官報の掲載に関する事務 (21) 法第95条第4項の規定による認可に関する事務（その地区が1の市の区域に存する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は全ての事務所が1の市の区域に存する企業組合に係るものに限る。(22)において同じ。） (22) 法第95条第7項の規定による届出の受理に関する事務 (23) 法第96条第5項の規定による認可に関する事務（変更後の事業協同組合の地区が1の市の区域に存する商工組合に係るものに限る。） (24) 法第97条第2項において準用する法第96条第8項の規定による届出の受理に関する事務（その地区が1の市の区域に存する事業協同組合に係るものに限る。） (25) 法第100条の11の規定による届出の受理に関する事務（その地区が1の市の区域に存する事業協同組合又は全ての事業所が1の市の区域に存する企業組合若しくは協業組合に係るものに限る。）
---

本則の表56の2の部の次に次のように加える。

56の3 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務

事務	市町
公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第5条第1項の規定による申出の受理に関する事務 (3) 法第6条第1項の規定による決定及び通知に関する事務 (4) 法第6条第3項の規定による通知に関する事務 (5) 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号。以下この部において「政令」という。）第2条第1項第1号の規定による指定及び公告に関する事務 (6) 政令第3条第3項の規定による規模の設定に関する事務 (7) 政令第4条の規定による規模の設定に関する事務	各町

本則の表66の部市町の欄及び同表67の4の部(1)の項市町の欄中「神戸市、」を削り、同表73の部から75の部までを次のように改める。

73から75まで 削除

本則の表78の部市町の欄中「西宮市」の右に「、豊岡市」を加え、同表87の部の次に次のように加える。  
87の2 風致地区内における建築等の規制に関する条例の施行のための規則に基づく事務

事務	市町
風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各町

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、本則の表78の部市町の欄の改正規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第9号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「市町税」の右に「若しくは同法第20条の4第2項に規定する徴収金」を加え、同表3の項を同表12の項とし、同項の前に次のように加える。

10 市町長	水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項に規定する料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
11 市町長又は教育委員会	学校その他の施設に在学する者に対して貸与した修学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の2の項を同表9の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 市町長	地方税法による個人の市町民税、固定資産税、市町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税又は事業所税に係る犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
3 市町長	道路法（昭和27年法律第180号）による市町の条例で定める占用料の徴収（手数料及び延滞金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町長	下水道法（昭和33年法律第79号）による市町の条例で定める使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市町長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による同法第76条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

6 市町長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による同法第104条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
7 市町長	介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第129条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
8 市町長	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の2の2中「第78条」を「第78条第1項から第3項までの規定」に改め、同表2の2を同表2の3とし、同表2の次に次のように加える。

2の2 肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項若しくは第2項の登録又は同法第13条、第16条の2、第22条若しくは第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の4の次に次のように加える。

4の2 森林法（昭和26年法律第249号）による同法第33条の2第1項の変更に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中5の2を5の3とし、5の次に次のように加える。

5の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）による同法第33条第1項の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の6の2中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に改め、「母子福祉資金貸付金」の右に「、同法第31条の6第7項に規定する父子福祉資金貸付金」を加え、「第32条第5項」を「第32条第7項」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第38条」を「第31条の7及び第38条」に改め、同表9の次に次のように加える。

9の2 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による同法第4条に規定する貸付金に係る償還金その他の林業経営等の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資するための貸付金に係る償還金の徴収（違約金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

9の3 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）による同法第4条に規定する貸付金に係る償還金の徴収（同法第11条の違約金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

9の4 浄化槽法（昭和58年法律第43号）による同法第33条第3項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

9の5 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）による同法第3条第1項の登録、同条第2項の更新又は同法第7条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中10の3を10の9とし、10の9の前に次のように加える。

10の8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）による同令第20条の届出に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中10の2を10の7とし、10の次に次のように加える。

10の2 介護保険法による同法第69条の2第1項の登録、同法第69条の4の届出又は同法第69条の7第1項の交付に関する事務であって規則で定めるもの

10の3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による同法第13条第3項若しくは第43条第1項若しくは第2項の取消し、同法第42条の命令又は同法第80条の過料に関する事務であって規則で定めるもの

10の4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による同法第39条第1項の免許又は同法第46条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

10の5 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金に係る償還金の徴収（違約金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

10の6 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）による同法第15条第1項第3号ロからニまでに掲げる資金に係る償還金その他の中小企業者が他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行う事業、中小企業の集積の活性化に寄与する事業等の資金に係る償還金の徴収（違約金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の11中「不動産取得税若しくは」を「不動産取得税、軽油引取税若しくは」に改め、「軽油引取税」

の右に「若しくは地方税法第20条の4第2項に規定する徴収金」を加え、同表13の2を同表13の4とし、同表13の次に次のように加える。

13の2 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年兵庫県条例第51号)による損害補償に関する事務であって規則で定めるもの

13の3 収入証紙条例(昭和39年兵庫県条例第39号)による同条例第5条第1項の指定に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の15の次に次のように加える。

15の2 消費生活条例(昭和49年兵庫県条例第52号)による同条例第21条の貸付け又は援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中16の5を16の10とし、16の10の前に次のように加える。

16の6 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成12年兵庫県条例第43号)による同条例第2条若しくは第3条の個人の行う事業に対する事業税、同条例第4条の不動産取得税又は同条例第5条の固定資産税の課税免除に関する事務であって規則で定めるもの

16の7 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年兵庫県条例第23号)による同条例第23条の許可に関する事務であって規則で定めるもの

16の8 県が造林を行おうとする土地について、造林による収益を分収する条件で当該土地の所有者との間で行う契約に関する事務であって規則で定めるもの

16の9 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第1項に規定する行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中16の4を16の5とし、16の3を16の4とし、16の2を16の3とし、16の次に次のように加える。

16の2 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)による同条例第26条第1項の登録、同条第2項の更新又は同条例第26条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

26 災害時における県民の安否の確認に関する事務であって規則で定めるもの

27 大学の医学の学部に在学する者で、卒業後県に勤務し、医療の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金に係る返還金の徴収(延滞利息の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの

28 理学療法士及び作業療法士を養成する学校又は施設に在学する者で、県の区域内の施設等において理学療法士又は作業療法士の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金に係る返還金の徴収(延滞利息の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第10号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「6,483人」を「6,364人」に、「424人」を「413人」に、「12,780人」を「12,819人」に、「11,842人」を「11,881人」に、「19,846人」を「19,755人」に改める。

附則第3項中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第4項中「450人」を「435人」に、「30人」を「35人」に、「35人」を「45人」に改める。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第2条 企業庁職員定数条例（昭和41年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「182人」を「181人」に改める。

附則第3項中「15人」を「10人」に改める。

（兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正）

第3条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「5,810人」を「6,101人」に改める。

附則第3項中「85人」を「70人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第11号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成26年」を「平成27年」に改める。

附則第12項中「平成25年4月分から平成27年3月分まで」を「平成27年4月分から平成28年3月分まで」に、「1,139,000円」を「1,179,000円」に、「949,000円」を「966,000円」に、「726,000円」を「728,000円」に、「717,000円」を「718,000円」に、「840,000円」を「845,000円」に改める。

附則第13項中「平成20年から平成26年までの6月」を「平成27年6月」に、「3分の2」を「2分の1」に改める。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成26年」を「平成27年」に改める。

附則第11項中「平成25年4月分から平成27年3月分まで」を「平成27年4月分から平成28年3月分まで」に、「840,000円」を「845,000円」に改める。

附則第12項中「平成20年から平成26年までの6月」を「平成27年6月」に、「3分の2」を「2分の1」に改める。

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「726,000円」を「728,000円」に改める。

附則第6条中「3分の2」を「2分の1」に改める。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の10」を「100分の8」に、「100分の25」を「100分の20」に、「100分の20」を「100分の16」に改める。

（土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の20」を「100分の16」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条



例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第2(2)の部宿泊料(1夜につき)の欄を次のように改める。

宿泊料
実費額。ただし、1夜につき16,500円を上限とする。

別表第2(2)の部に備考として次のように加える。

備考 宿泊料の額の計算については、知事の定めるところによる。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の部を次のように改める。

(i) 宿泊料

A地域	B地域	C地域	D地域
1夜につき11,800円	1夜につき10,900円	1夜につき9,800円	1夜につき8,700円

備考 1 「A地域」、「B地域」、「C地域」及び「D地域」とは、それぞれ一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項に規定する地域手当の級地の区分又は職員の給与等に関する条例第16条の2第2項に規定する地域手当の級地の区分を考慮して人事委員会規則で定める地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、D地域に宿泊したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。



職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第13号

職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 子育てのための休暇(第23条-第26条)」を「第3章 子育てのための休暇(第23条-第26条) 第3章の2 在宅勤務(第26条の2)」に改める。

第2条中「。以下「地方教育行政法」という。」を削り、「県費負担教職員」の右に「(以下「県費負担教職員」

という。)」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 在宅勤務

第26条の2 子育てを行っている職員（県費負担教職員を除く。以下この条において同じ。）は、あらかじめ任命権者の承認を受けて、自宅における勤務（以下「在宅勤務」という。）を行うことができる。

2 任命権者は、前項の承認に当たっては、職員の仕事と子育ての両立に配慮しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第27条中「又は休暇」を「若しくは休暇又は在宅勤務」に改める。

第28条の見出し中「任命権者の」を「県費負担教職員に係る」に改め、同条中「地方教育行政法第37条第1項に規定する」を削り、「、第5条及び前条中」を「及び第5条中」に改め、「含む。）」と」の右に「、前条中「任命権者」とあるのは「県教育委員会」と、「休業若しくは休暇又は在宅勤務」とあるのは「休業又は休暇」と」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第14号

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第13項中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

第17条第1項中「第104条の2第2項」を「第104条の3第2項」に改め、同条第6項中「第201条」を「第201条第1項」に改める。

第17条の2第5項中「同項第15号」を「同項第16号」に改める。

第18条第1項中「第37条第2項（省令第45条において準用する場合を含む。）」及び「、第106条第2項（省令第115条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第5項中「第38条第2項（省令第45条において準用する場合を含む。）」及び「、第108条第2項（省令第115条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第6項中「第28条第3項」を「第53条の2第3項」に改め、「第45条、第55条、」を削り、「第102条第3項」を「第120条の2第3項」に改め、「第115条、第123条、」を削り、「第271条」を「第271条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条に規定する旧指定介護予防訪問介護及び旧基準該当介護予防訪問介護の事業並びに同令附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護及び旧基準該当介護予防通所介護の事業については、改正前の法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例第18条の規定は、なおその効力を有する。



介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第15号

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例（平成12年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「100,000分の37」を「100,000分の39」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成27年度から平成29年度までの抛却率の特例)

7 平成27年度から平成29年度までの計画期間における第2条の規定の適用については、同条中「100,000分の39」とあるのは、「0」とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第16号**

**兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「これらの施設」を「当該施設」に改め、同項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄2中「身体障害者の社会復帰」を「障害者の自立」に改め、同欄3及び同条第2項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄1中「身体障害者の更生の」を「障害者が自立した日常生活又は社会生活を営む」に改める。

第4条第1項中「平成17年法律第123号」の右に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、「から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「から、障害者総合支援法」に改め、同条に次の1項を加える。

4 県は、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る同条第13項に規定する就労移行支援を受けるための前条第1項の表に規定するリハビリテーションセンターの利用につき、当該リハビリテーションセンターの利用者（身体障害者福祉法第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置に係る者を除く。）から、障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該障害福祉サービスに要した費用の額）の使用料を徴収する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第17号**

**産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例**

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「産業の集積」を「産業立地の促進」に改める。

第1条中「生かしつつ、県内において新たな経済的環境にふさわしい多様な産業が集積する拠点を形成することにより、本県産業」を「生かした産業立地を促進することにより、産業」に改める。

第2条第1号中「新規成長事業」を「立地促進事業」に、「新たな経済的環境に即応していること等により持続的な成長が見込まれる」を「産業立地の促進により産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「国際経済拠点地区」を「国際経済地区」に、「大阪湾臨海地域及び高度技術産学連携地域等」を「大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）第2条第1項に規定する大阪湾臨海地域並びに中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第12項に規定する高度技術産学連携地域及びこれに準ずると認められる地域」に改め、同号ア中「新規成長事業」を「立地促進事

業」に、「国際経済交流」を「国際経済交流」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「産業集積促進地区」を「工場立地促進地区」に改め、同号ア中「地域産業」を「産業」に、「新規成長事業」を「立地促進事業」に、「高度な」を「高度な」に、「特定事業」を「工場立地事業」に改め、同号イ中「特定事業」を「工場立地事業」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号中「」をいうの右に「。以下同じ」を加え、同号を同条第4号とし、同条第8号を同条第5号とし、同条第9号中「新産業創造拠点地区、国際経済拠点地区、産業集積促進地区、産業活力再生地区、構造改革特別地区」を「国際経済地区、工場立地促進地区」に改め、同号を同条第6号とし、同条第10号を同条第7号とし、同条第11号を削る。

第3条第1項中「産業集積の推進」を「産業立地の促進」に改め、同条第2項中「拠点地区ごとに」を削り、同項第1号中「産業集積を推進する」を「産業立地を促進する」に改め、同項第3号及び第4号中「産業集積」を「産業立地」に改め、同項第5号中「産業集積の推進」を「産業立地の促進」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第7条第2項の促進地域の設定に関する事項

第4条中「産業集積を推進する」を「産業の活性化及び新たな雇用の創出を図る」に改め、「、拠点地区において集積を図る産業の特性に応じて」を削る。

第5条第2項第2号中「新規成長事業等」を「立地促進事業、高度業務事業又は再活性化事業（以下「立地促進事業等」という。）」に改め、同項第4号中「新規成長事業等」を「立地促進事業等」に改める。

第6条第1項中「産業集積」を「産業立地」に改め、「(前条第2項第4号に規定する事項を除く。）」を削る。

第6条の2を削る。

第13条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、不均一課税に関する規定の適用その他この条例」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(市町による支援)

第14条 市町は、県と連携し、産業立地の促進に関して必要な税制上又は財政上の措置その他の支援措置を行うよう努めるものとする。

第12条中「新規成長事業等」を「立地促進事業等」に改め、「、指定拠点地区内への立地を促進するため」を削り、「基づき」の右に「、設備投資に係る経費、雇用者の数等に応じて」を加え、同条を第13条とする。

第11条中「第6条の2第1項」を「第8条第1項」に、「第7条から第9条まで」を「第9条若しくは第10条」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出し中「不動産取得税」を「事業税又は不動産取得税」に改め、同条中「第3条」を「第2条第1項」に、「第4条及び」を「第2条第1項又は」に、「第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得」を「第2条第1項の規定により事業税の課税免除を受ける場合における当該課税免除に係る事業」に、「前3条」を「第8条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例第3条、農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例第3条、離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例第4条又は過疎地域における県税の課税免除に関する条例第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、前2条の規定は、適用しない。

第10条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

第10条 促進地域（指定拠点地区として指定された区域を除く。）内において新設され、又は増設された立地促進事業等（国際経済交流事業及び高度業務事業を除き、産業の活性化に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）に係る施設であって、立地促進事業等の実施に著しく資するものとして規則で定めるもの（以下「促進地域内事業施設」という。）の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋（以下「促進地域内事業家屋」という。）又はその敷地である土地（促進地域内事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。）を含む土地の取得（第7条第2項の規定による公表の日以後の取得に限り、かつ、促進地域内事業家屋の敷地である土地を含む土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該促進地域内事業家屋の建設（促進地域内事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む土地の取得については、当該促進地域内事業施設の設置）の着手があった場合における当該促進地域内事業家屋の敷地である土地を含む土地の取得に限る。）に係る不動産取得税の額は、県税条例第49条及び附則第16条第1項の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、促進地域内事業家屋（促進地域内事業施設の用に供する部分に限る。以下この条において同じ。）又はその敷地である土地の価格（当該促進地域内事業家屋又はその敷地である土地を含む土地の取得に県税条例附則第18条第1項その他の課税標準の特例の規定の適用がある場合には、その適用後の額）に当該税率

を乗じて得た額の2分の1に相当する金額（当該促進地域内事業家屋又はその敷地である土地に係る当該金額の合計額が2億円を超える場合には、2億円）を控除した金額とする。

第8条及び第9条を削る。

第7条第1項中「新規成長事業等（）」を「立地促進事業等（）」に、「新規成長事業等」を「立地促進事業等」に改め、「新規成長事業等の種類に応じて」を削り、「新規成長事業用施設等」を「立地促進事業施設」に、「新規成長事業用家屋等」を「立地促進事業家屋」に改め、「及び第9条」を削り、「当該指定拠点地区の」の右に「第5条第4項の規定による」を加え、「不動産取得税額」を「不動産取得税の額」に改め、「部分に限る」の右に「。以下この条において同じ」を、「価格」の右に「（当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地を含む土地の取得に県税条例附則第18条第1項その他の課税標準の特例の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「新規成長事業用施設等」を「立地促進事業施設」に、「第1項の新規成長事業用家屋等」を「前項の立地促進事業家屋」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 指定拠点地区内における立地促進事業家屋又はその敷地である土地を含む土地の取得については、当該指定拠点地区に係る拠点地区形成計画に次のいずれかに掲げる措置が定められた場合に限り、第1項の規定を適用する。

- (1) 当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地を含む土地に係る固定資産税について、当該課税を行った年度以後3箇年度以上にわたり継続して当該固定資産税の額の2分の1以上を減額する措置
- (2) 前号の規定による措置により減額する額に相当する額を助成する措置

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（促進地域の指定）

第7条 知事は、立地促進事業等の実施により特に産業の活性化及び新たな雇用の創出を図る必要があると認められる地域を促進地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該指定に係る地域（以下「促進地域」という。）を公表するものとする。

（事業税の不均一課税）

第8条 次の表の左欄に掲げる事業を開始した法人に対して課する当該事業に係る事業税の額は、当該事業（一の事業が同欄に掲げる2以上の事業に該当する場合には、当該法人が選択するいずれか1の事業）に係る課税標準として規則で定めるところにより計算した額に兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県税条例」という。）第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額にそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、当該法人が当該事業を開始した日の属する事業年度内に当該事業を実施しなくなった場合は、この限りでない。

事業	割合
1 国際経済交流事業（国際経済地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項（第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公表の日以後に外国企業又は外資系企業が開始した事業に限る。）であって、国際経済交流の促進に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	3分の1
2 工場立地事業（工場立地促進地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項の規定による公表の日以後に開始した事業に限る。）であって、産業の高度化の促進に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	3分の1
3 高度業務事業（都市再生高度業務地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項の規定による公表の日以後に開始した事業に限る。）であって、低未利用地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の増進に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	3分の1
4 再活性化事業（工場跡地等再生促進地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項の規定による公表の日以後に開始した事業に限る。）であって、工場跡地等及びその周辺の地域の活性化に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	3分の1

もの	
5 本社機能を担う事業所の移転又は新增設を行った法人（規則で定めるものに限る。）が行う立地促進事業等であって、産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	3分の1
6 促進地域内における立地促進事業等（前条第2項の規定による公表の日以後に開始した事業に限る。）であって、促進地域における産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	2分の1
7 立地促進事業等であって、産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの（1の項から6の項までに該当する事業を除く。）	4分の1

2 前項の規定による事業税の不均一課税（以下この条において「事業税不均一課税」という。）を受けることができる期間は、当該事業税不均一課税に係る事業を開始した日の属する事業年度以後の連続する5事業年度とする。

3 事業税不均一課税を受けている法人が第1項の表の左欄に掲げる事業を実施しなくなったときは、当該事業を実施しなくなった日の属する事業年度から当該事業税不均一課税を受けることができない。

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第4項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「都市再生高度業務地区に係る指定拠点地区内において開始された高度業務事業」を「開始された第8条第1項の表の左欄に掲げる事業」に、「第6条の2」を「同条及び第11条第1項」に改める。

附則第5項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「第7条第1項」を「第9条第1項若しくは第2項」に、「、同条第2項若しくは第3項」を「又は第10条」に、「を取得した場合、当該家屋の」を「若しくはその」に改め、「、第8条第1項に規定する家屋を取得した場合、同条第2項に規定する家屋を取得した場合又は第9条に規定する家屋を取得した場合若しくは当該家屋の敷地である土地を含む土地を取得した場合」を削り、「第7条から第9条まで」を「第9条、第10条及び第11条第2項」に改める。

附則第6項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「新規成長事業等」を「立地促進事業等」に、「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に規定する新産業創造拠点地区、同条第4号に規定する産業集積促進地区又は同条第5号に規定する産業活力再生地区に係る同条第10号に規定する指定拠点地区については、改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号に規定する工場立地促進地区に係る同条第7号に規定する指定拠点地区とみなす。

3 改正前の条例第2条第3号に規定する国際経済拠点地区に係る同条第10号に規定する指定拠点地区については、改正後の条例第2条第2号に規定する国際経済地区に係る同条第7号に規定する指定拠点地区とみなす。

4 改正前の条例第2条第7号に規定する都市再生高度業務地区に係る同条第10号に規定する指定拠点地区については、改正後の条例第2条第4号に規定する都市再生高度業務地区に係る同条第7号に規定する指定拠点地区とみなす。

5 改正前の条例第2条第8号に規定する工場跡地等再生促進地区に係る同条第10号に規定する指定拠点地区については、改正後の条例第2条第5号に規定する工場跡地等再生促進地区に係る同条第7号に規定する指定拠点地区とみなす。

6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第2条第10号に規定する指定拠点地区内において行おうとする事業が同条第1号に規定する新規成長事業に該当するものであることについて知事の確認を受けている者が施行日以後にする当該事業の用に供する不動産の取得については、改正前の条例第7条から第10条までの規定は、なおその効力を有する。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正)

7 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の22中「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」を「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」に、「新規成長事業又は同条第6号に規定する構造改革特別事業」を「立地促進事業」に改める。



ため池の保全等に関する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第18号

ため池の保全等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 ため池等の管理（第8条—第18条）
- 第3章 ため池等の有する多面的機能の発揮の促進（第19条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条—第24条）
- 第5章 罰則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ため池及び<sup>ろく</sup>疏水（以下「ため池等」という。）の機能の保全を図るためにその設置及び管理に関して必要な事項を定めるとともに、ため池等有する多面的機能の発揮の促進を図るために必要な事項について定めることにより、安全で安心な県民生活の確保、豊かな自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の創造、良好な地域社会の維持等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ため池 農業用水の供給を目的とする貯水池をいう。
- (2) 疏水 ため池に貯水し、又はため池から農用地（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第1項に規定する農用地をいう。以下同じ。）に農業用水を供給する目的で設置されている水路をいう。
- (3) 機能の保全 農業用水の安定的な供給及び決壊等による災害の防止をいう。
- (4) 多面的機能 県土の保全、水源の<sup>たぐ</sup>涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、文化の伝承、レクリエーション活動及び地域の交流活動の場の提供等農業用水の供給以外の多面にわたる機能をいう。
- (5) 管理者 ため池から供給される農業用水の利益を受ける農用地の所有者、耕作者その他のため池を管理する者をいう。
- (6) 特定ため池 農業用水の利益を受ける農用地の面積が5,000平方メートル以上のため池をいう。

(基本理念)

第3条 ため池等は、農業用水を安定的に供給する機能とともに、多面的機能を有する施設として、県民に多くの恵沢をもたらしていることに鑑み、地域の貴重な財産であるため池等が次の世代に継承されるよう、管理者によるため池等の機能の保全のための適正な管理並びに県、市町、管理者及び県民の協働によるため池等の有する多面的機能の発揮の促進のための取組が推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ため池等の適正な管理及びため池等の有する多面的機能の発揮の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町、管理者及び県民との連携を図るものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の特性を生かしたため池等の適正な管理及びため池等の有する多面的機能の発揮の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、県、管理者及び県民との連携を図るものとする。

## (管理者の責務)

第6条 管理者は、基本理念にのっとり、ため池等の機能の保全のための取組を行わなければならない。

2 管理者は、基本理念にのっとり、ため池等の有する多面的機能の発揮の促進のための取組を行うよう努めなければならない。

## (県民の責務)

第7条 県民は、管理者によるため池等の機能の保全のための取組に協力するとともに、ため池等の有する多面的機能に関する理解を深め、その発揮の促進のための取組を行うよう努めなければならない。

## 第2章 ため池等の管理

## (ため池等の適正な管理)

第8条 管理者は、ため池等の機能の保全を図るため、ため池等の適正な管理を行わなければならない。

2 管理者は、ため池等の適正な管理を行うため、ため池等の点検を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 堤体からの漏水及び堤体の変形の有無
- (2) 洪水吐きの破損等その機能の低下の有無
- (3) 取水施設の破損等その機能の低下の有無
- (4) 土砂の流失又は崩壊等ため池の周辺の地形の変動の有無
- (5) ため池を安全に利用するために必要な事項
- (6) 疏水の破損等その機能の低下の有無

3 市町の長は、知事と協力して、定期的<sup>ニ</sup>ため池の点検を実施するようにするとともに、当該点検の結果、堤体からの漏水、洪水吐きの破損その他の異状があることを把握したときは、管理者にその旨を通知するものとする。

4 管理者は、ため池等の点検又は前項の規定による通知により、堤体からの漏水、洪水吐きの破損その他の異状があることを把握したときは、当該ため池の水位の引下げ、当該ため池等の施設の改修又は撤去その他の必要な措置を講じなければならない。

5 管理者は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、知事又は市町の長に対し、当該措置に関して専門的知識を有する職員の技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

## (ため池等の適正な管理体制等)

第9条 管理者は、ため池等を適正に管理することができる体制を維持するよう努めなければならない。

2 管理者は、ため池等を適正に管理することができる体制を維持するために必要があると認めるときは、当該ため池等が所在する地域の団体その他の者との協働によるため池等の管理、当該管理を行うことが困難な場合における市町の長への支援の要請その他の必要な措置を行うよう努めなければならない。

3 市町の長は、ため池等の機能の保全又はため池等の有する多面的機能の発揮の促進のため、当該市町に所在するため池等を適正に管理する体制を維持することが特に必要であると認めるときは、適正な管理に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (特定ため池の設置)

第10条 特定ため池を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 設置しようとする特定ため池の所在地
- (3) 特定ため池により農業用水の利益を受ける農用地の面積

3 前項の申請書には、特定ため池の工事に係る設計書（以下「特定ため池工事設計書」という。）その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 知事は、第1項の許可をするに当たっては、特定ため池の決壊等による災害を防止するために必要な条件を付することができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したとき及び当該工事が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

## (許可の取消し又は工事の停止の命令)

第11条 知事は、前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る工事（以下この条において「工事」という。）の停止を命ずることができる。



- (1) 前条第1項の許可の日から1年以内に工事に着手しないとき。
- (2) 特定ため池工事設計書に従わないで工事を実施したとき。
- (3) 前条第4項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

(管理者の届出)

第12条 管理者は、特定ため池を設置した場合又は管理しているため池が特定ため池に該当することとなった場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 管理者（特定ため池の管理者が複数あるときは、管理者を代表する者。次条及び第14条において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 特定ため池の所在地及び名称
- (3) 特定ため池による農業用水の利益を受ける農用地の面積
- (4) 特定ため池の位置図

2 管理者は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(ため池附属施設の設置等の届出)

第13条 管理者は、特定ため池に農業用水の供給又は災害の防止のための施設（以下「ため池附属施設」という。）を設置し、又はため池附属施設を改修し（原状に回復するために改修する場合を除く。）、若しくは撤去しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定による届出に係る工事を国若しくは地方公共団体又は土地改良区若しくは土地改良区連合（以下「国等」という。）が実施する場合には、適用しない。

(廃止の届出)

第14条 管理者は、特定ため池を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止する日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

(ため池附属施設以外の施設の設置)

第15条 ため池にため池附属施設以外の施設を設置しようとする者は、当該施設の設置により、農業用水の安定的な供給、災害の発生防止又はため池の有する多面的機能の発揮に支障を生じさせてはならない。

2 管理者は、前項の支障が生じないように当該施設の位置、状態等を把握しなければならない。

(行為の禁止)

第16条 管理者は、その管理するため池の洪水吐きに土のう等の物件の設置その他の洪水吐きの機能を妨げる行為をしてはならない。

2 知事は、管理者が前項の規定に違反して洪水吐きの機能を妨げる行為を行ったことにより、災害を発生させるおそれがあり、かつ、県民の生命若しくは身体又は財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて、当該ため池の洪水吐きの機能を妨げる原因となる物件の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 管理者は、前項の規定による命令に係る措置を講じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(ため池等の検査)

第17条 知事は、災害の防止のため必要があるときは、管理者に対し、当該ため池等の管理の状況についての報告を求め、又は専門的知識を有する職員に当該ため池等の管理の状況若しくは当該ため池等の施設の位置若しくは構造について検査をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(必要な措置の勧告及び命令)

第18条 知事は、第17条第1項の規定によるため池等の管理の状況についての報告又はため池等の検査の結果、堤体からの漏水、堤体の変形等により災害を発生させるおそれがあると認められるときは、管理者に対し、当該ため池の水位の引下げ、当該ため池等の施設の改修又は撤去その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合においては、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 管理者は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令に係る措置を講じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

### 第3章 ため池等の有する多面的機能の発揮の促進

#### (連携及び協働)

第19条 ため池等が、森林、里山、水路、河川、海洋その他の自然環境の保全、文化の伝承、良好な地域社会の維持等に寄与していることに鑑み、地域社会を構成する様々な主体は、連携を図りながら、ため池等の有する多面的機能の発揮の促進に関する取組を協働して推進するよう努めなければならない。

#### (県による施策の実施)

第20条 県は、管理者及び県民がため池等の有する多面的機能の発揮の促進に関する取組を円滑に行うことができるよう、次に掲げる施策その他のため池等の有する多面的機能の発揮の促進に関する総合的な施策を講ずるものとする。

- (1) 大雨に伴う雨水を貯留する機能等ため池の有する防災機能を増進するための施策
- (2) 体験活動等を通じた県土及び自然環境の保全、地域の文化の伝承その他のため池等の有する多面的機能に関する理解を促進するための施策
- (3) ため池等を舞台とした新たな交流の場を提供するための施策
- (4) 次条各号に掲げる取組を行うことを目的とする団体の設立及びその活動を支援するための施策
- (5) ため池等の有する多面的機能に関する情報の収集及び提供のための施策
- (6) ため池等の有する多面的機能に関する啓発及び知識の普及のための施策

2 市町、管理者及び県民は、県が実施するため池等の有する多面的機能の発揮の促進のための施策に協力するものとする。

#### (管理者及び県民の取組)

第21条 管理者及び県民は、次に掲げる取組その他のため池等の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組を行うよう努めなければならない。

- (1) 大雨に伴う浸水被害を軽減するためにため池の貯水量をあらかじめ減じる等の取組
- (2) 消防の用に供するためにため池に一定の貯水量を確保する等の取組
- (3) 動植物の生息環境又は生育環境を保全し、ため池等を中心とした地域の優れた自然環境及び景観を維持するためにため池等の水、堆積した土砂等を排出し、清掃を行う等の取組
- (4) 地域の歴史を学び、文化を伝承するためにため池等に関する学習会を開催する等の取組
- (5) 地域住民の憩いの場を提供するためにため池等の周辺に施設を整備する等の取組
- (6) 地域住民の交流を図るためにため池等を舞台とした地域の行事を開催する等の取組

### 第4章 雑則

#### (財政上の措置)

第22条 県は、ため池等の機能の保全及びため池等の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (適用除外)

第23条 国等が特定ため池を設置する場合には、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

2 国等が特定ため池を管理する場合には、第12条並びに第13条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

3 第2章又は前章の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している市町の区域におけるこれらの規定の適用については、規則で定める。

#### (補則)

第24条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反して知事の許可を受けずに特定ため池の設置をした者
- (2) 第11条又は第16条第2項の規定による命令に違反した者

第26条 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、科料に処する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第25条及び第26条の規定は、同年10月1日から施

行する。

(ため池の保全に関する条例の廃止)

2 ため池の保全に関する条例(昭和26年兵庫県条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前のため池の保全に関する条例(以下「廃止前の条例」という。)第5条の規定によりなされた届出は、この条例第12条第1項の規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前に廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第19号**

**風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例**

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「風致地区( )の右に「2以上の市町の区域にわたるものに限る。」を加える。

第2条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)及び同法第252条の26の3第1項の特例市(以下「特例市」という。)にあつては、それぞれを「市の区域内にあつては、当該市」に改め、同項第7号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第3項中「地方自治法第252条の19第1項の指定都市、中核市、特例市」を「市」に、「市町村」を「町村」に改め、「若しくは地方自治法」の右に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第20号**

**建築基準条例の一部を改正する条例**

建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

目次中「第27条—第27条の3」を「第27条・第27条の2」に、「第27条の4・第27条の5」を「第27条の3—第27条の11」に改める。

第2条の2第2項中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改める。

第3条中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第110条第1号に規定する特定避難時間(以下「特定避難時間」という。)が45分間未満である政令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物(以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。)を除く。)」に改める。

第5条第2項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第7条第4項中「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

第15条中「第115条の2の2第1項第1号」を「第129条の2の3第1項第1号ロ」に改める。

第16条第1項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)」に改め、同条第2項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第17条第1項中「踊場の幅は」を「踊場(政令第23条第1項の表の(三)に該当する階段(屋外階段にあつ

ては、政令第120条又は第121条の規定による直通階段に限る。)及びその踊場を除く。)の幅は」に改め、同項の表中「直上階」の右に「(地階にあつては当該階。次項において同じ。)」を加え、「を超え200平方メートル以下の」を「を超える」に改め、同条第2項中「(その階における住戸又は住室の床面積の合計が100平方メートル以下のものに限る。)」を「の共用の廊下」に改め、「の廊下」の右に「(政令第119条の表に掲げる用途に供するものを除く。)」を加え、同項の表を次のように改める。

廊下の配置	廊下の幅
両側に居室がある廊下における場合	1.2メートル
片側にのみ居室がある廊下における場合	0.9メートル

第17条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する階における共同住宅又は寄宿舍の主要な階段及びその踊場には、適用しない。

(1) 直上階が床面積200平方メートル以下又は床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されているものであつて、自動スプリンクラー設備等(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものをいう。以下同じ。)を設けた階

(2) 直上階の全ての居室が政令第114条第2項に規定する国土交通大臣が定める防火上支障がない部分に該当する階

第17条に次の1項を加える。

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する階における共同住宅の共用の廊下又は寄宿舍の廊下には、適用しない。

(1) 当該階が床面積200平方メートル以下又は床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されているものであつて、自動スプリンクラー設備等を設けた階

(2) 当該階の全ての居室が政令第114条第2項に規定する国土交通大臣が定める防火上支障がない部分に該当する階

第17条の2中「身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所する施設として消防法施行規則第13条第2項に規定するもの」を「消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(六)項ロに規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設又は障害者支援施設」に改め、同条第1号中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)」に改め、同条第2号中「耐火建築物」の右に「又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)」を加える。

第20条第2項の表を次のように改める。

廊下の配置	廊下の幅
両側に居室がある廊下における場合	2.3メートル
片側にのみ居室がある廊下における場合	1.8メートル

第23条第2項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第24条第4号中「第115条の2の2第1項第1号」を「第129条の2の3第1項第1号ロ」に改める。

第26条第2項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第27条を削る。

第27条の2中「エレベーター」の右に「(乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)」を加え、第10章中同条を第27条とする。

第27条の3第2項中「第1の一に規定する常時閉鎖式防火戸又は」を「第1第1号イ(1)に規定する基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造若しくは」に、「第1の二のロ」を「第1第2号ロ」に、「構造を有する防火戸(以下「常時閉鎖式防火戸等」という)を「基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備又は政令第112条第14項第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備(閉鎖又は作動をした状態にお

いて避難上支障がないものに限る」に改め、同条第3項中「常時閉鎖式防火戸等」を「前項の規定により設けられた防火設備」に改め、同条を第27条の2とする。

第10章の2中第27条の4の前に次の1条を加える。

(建築物の主要構造部等に関する制限の特例)

第27条の3 政令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第7条第4項から第6項まで、第15条、第24条及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 政令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第7条第4項及び第5項並びに第24条の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は政令第112条第1項に規定する特定防火設備とみなし、第7条第6項、第15条及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

第27条の4中「第17条第2項」を「第17条第3項」に改める。

第10章の2中第27条の5を第27条の11とし、第27条の4の次に次の6条を加える。

(仮設建築物に対する適用の除外)

第27条の5 法第85条第5項の規定により許可をする仮設建築物については、第3条から第5条まで、第13条、第15条、第16条、第17条の2、第17条の3、第19条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第27条の2の規定は、適用しない。

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第27条の6 法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可を受けた一団地内に建築される1又は2以上の建築物に対する第4条から第5条まで、第16条、第19条、第23条又は第26条の規定(以下この条において「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。

2 法第86条第2項の規定による認定又は同条第4項の規定による許可を受けた一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。

3 法第86条第10項に規定する公告対象区域内の法第86条の2第1項の規定による認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前2項の規定を準用する。

(一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する特例)

第27条の7 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について第3条、第16条第1項、第17条の2、第25条又は第26条第1項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第27条の8 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第1号において同じ。)の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び第27条の10において「増築等」という。)をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築(当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。)又は改築については、工事の着手が基準時(法第3条第2項の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。)以後である増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全て

2 法第3条第2項の規定により第7条から第10条まで、第12条、第14条第1項第2号、第17条第3項、第17条の4から第18条まで、第20条第2項又は第24条の2の規定の適用を受けない建築物であって、当該建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をするときには、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第11条(第14条第2項及び第22条において準用する場合を含む。)、第14条第1項第1号、第17条第1項、第20条第1項又は第27条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする

場合においては、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(用途の変更に対する制限の緩和)

第27条の9 法第3条第2項の規定により第2条、第3条又は第27条の2の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、これらの規定は、適用しない。

2 前条第2項の規定は、法第3条第2項の規定により第7条から第10条まで又は第12条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と読み替えるものとする。

(既存不適格建築物の増築等についての配慮)

第27条の10 前2条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物について増築等又は用途の変更をする場合においては、第1章の2及び第2章から前章までに規定する基準の内容に配慮するものとする。

第28条中「第27条の3」を「第27条の2」に、「20万円」を「50万円」に改める。

第29条中「10万円」を「30万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定（「20万円」を「50万円」に改める部分に限る。）及び第29条の改正規定は、同年12月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第21号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「における別表第3」を「の別表第3の左欄に掲げる土地の区域内において、同表の右欄」に改め、同条第3号を削る。

第8条第2項第1号を削り、同項第2号中「(前条第3号に規定する開発行為に係る申出に限る。)」を削り、「前条第3号の」を「前条第2号の」に、「建築物」を「建築物の用途」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「別表第3の1の項、2の項及び4の項から7の項までに掲げる建築物ごとに開発行為を行うことができる区域」を「前条第2号の規定による知事の指定を求める土地の区域（別表第3の3の項若しくは5の項に掲げる土地の区域又は同表9の項に掲げる土地の区域（同表3の項及び5の項に掲げる地域のみ該当する土地の区域に限る。）に限る。）及び建築物の用途」に改め、同号を同項第2号とし、同条第5項を次のように改める。

5 知事は、特別指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び審査会の意見を聴くものとする。

第8条に次の2項を加える。

6 知事は、特別指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

7 前各項の規定は、特別指定区域の指定の変更について準用する。

第9条第2号中「次のいずれかに該当する」を「別表第3の左欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「別表第3の1の項、2の項及び4の項から7の項まで」を「別表第3の3の項若しくは5の項に掲げる土地の区域又は同表9の項に掲げる土地の区域（同表3の項及び5の項に掲げる地域のみ該当する土地の区域に限る。）の区分に応じ、同表の右欄」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条―第9条関係）

Table with 1 row and 2 columns, representing the structure of the table mentioned in the text.

土地の区域	建築物
1 駅、バスターミナル等の周辺の地域として知事が指定する土地の区域	駅、バスターミナル等の利用者の利便性の向上に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
2 工場、店舗等の周辺の地域であって、既に公共施設が整備されているものとして知事が指定する土地の区域	既存の公共施設を有効に活用し、産業の集約化に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
3 集落又はその周辺の地域であって、地域の活力が低下し、又はそのおそれのあるものとして知事が指定する土地の区域	当該区域における居住者の定着又は生活の安定に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
4 公的賃貸住宅、老人ホーム等の供給が不足している地域として知事が指定する土地の区域	低額所得者、高齢者等の生活の安定に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
5 工場の撤退等により、雇用若しくは就業の機会が不足し、又はそのおそれのある地域として知事が指定する土地の区域	製造業等に係る雇用又は就業の機会の創出に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
6 幹線道路の沿道又は自動車専用道路のインターチェンジの周辺の地域として知事が指定する土地の区域	幹線道路又は自動車専用道路の利用者の利便性の向上に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
7 駐車場、資材置き場等に利用され、又はその見込みのある地域として知事が指定する土地の区域	駐車場、資材置き場等の適切な管理に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
8 地域資源が有効に利用されていない地域として知事が指定する土地の区域	地域資源の有効な利用に資するものとして知事が指定する用途に供される建築物
9 1の項から8の項までに掲げる地域の2以上に該当するものとして知事が指定する土地の区域	当該該当する地域に係る項に規定する建築物

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の都市計画法施行条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項の規定による特別指定区域の指定の申出（同条第5項において準用する改正前の条例第5条第9項において準用する同条第1項の規定による特別指定区域の指定の変更の申出を含む。）があった場合における施行日以後の当該特別指定区域の指定若しくは指定の変更又は改正前の条例第7条第3号の規定による土地の区域若しくは建築物の用途の指定の手続については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に次の表の左欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為が開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと知事が認めて指定した改正前の条例第7条第2号に規定する特別指定区域（前項の規定により従前の例によることとされる特別指定区域を含む。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる土地の区域として知事が指定したものとみなし、当該建築物の用途は、それぞれ同表の右欄に掲げる用途として知事が指定したものとみなす。

改正前の条例別表第3の1の項、2の項又は4の項に規定する建築物	改正後の都市計画法施行条例（以下「改正後の条例」という。）別表第3の3の項に規定する知事	改正後の条例別表第3の3の項に規定する知事が指定する用途
---------------------------------	--	------------------------------

	が指定する土地の区域	
改正前の条例別表第3の3の項に規定する建築物	改正後の条例別表第3の4の項に規定する知事が指定する土地の区域	改正後の条例別表第3の4の項に規定する知事が指定する用途
改正前の条例別表第3の5の項から7の項までに規定するいずれかの建築物	改正後の条例別表第3の5の項に規定する知事が指定する土地の区域	改正後の条例別表第3の5の項に規定する知事が指定する用途
改正前の条例別表第3の8の項に規定する建築物	改正後の条例別表第3の6の項に規定する知事が指定する土地の区域	改正後の条例別表第3の6の項に規定する知事が指定する用途
改正前の条例別表第3の9の項に規定する建築物	改正後の条例別表第3の7の項に規定する知事が指定する土地の区域	改正後の条例別表第3の7の項に規定する知事が指定する用途

4 施行日前に、改正前の条例第7条第3号の規定に基づき次の表の第1欄に掲げる土地の区域として知事が指定した土地の区域及び附則第2項の規定により従前の例により知事が指定した土地の区域は、それぞれ同表の第2欄に掲げる土地の区域として知事が指定したものとみなし、改正前の条例第7条第3号の規定に基づき同表の第3欄に掲げる用途として知事が指定した用途及び附則第2項の規定により従前の例により知事が指定した用途は、それぞれ同表の第4欄に掲げる用途として知事が指定したものとみなす。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
駅、バスターミナル等の周辺地域として知事が指定する土地の区域	改正後の条例別表第3の1の項に規定する知事が指定する土地の区域	駅、バスターミナル等の利用者の利便性の向上を図り、地域の活性化に資するものとして知事が指定する用途	改正後の条例別表第3の1の項に規定する知事が指定する用途
工場、店舗等の周辺地域であって、都市の基盤が整備されながらその利用が図られていないものとして知事が指定する土地の区域	改正後の条例別表第3の2の項に規定する知事が指定する土地の区域	産業活動の利便性の向上を図り、地域経済の活性化に資するものとして知事が指定する用途	改正後の条例別表第3の2の項に規定する知事が指定する用途
人口が減少している集落の地域として知事が指定する土地の区域	改正後の条例別表第3の3の項に規定する知事が指定する土地の区域	居住者の利便性の向上を図り、当該区域内の居住者の定着に資するものとして知事が指定する用途	改正後の条例別表第3の3の項に規定する知事が指定する用途
公共施設の移転その他の理由により地域の活力が失われた地域として知事が指定する土地の区域		他の地域との交流を促進し、地域の活力の再生に資するものとして知事が指定する用途	

5 前3項に定めるもののほか、施行日前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(兵庫県開発審査会条例の一部改正)

6 兵庫県開発審査会条例(昭和44年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は同条第5項において準用する条例第5条第9項」を「(同条第7項において準用する場合を含む。)」に改める。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。



平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第22号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 普通県営住宅 県営住宅のうち、次に掲げるものをいう。

ア 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）に該当するもの

イ 公営住宅に準じて管理を行うもの

第2条第5号中「県営住宅」を「公営住宅」に、「又は」を「、第2号イに規定する県営住宅若しくは特別賃貸県営住宅に係る同条第9号に規定する共同施設に類する施設又は改良県営住宅に係る」に改める。

第2条の2（見出しを含む。）中「普通県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第5条中「、県営住宅」の右に「（第3号、第7号又は第8号に掲げる理由に係る第2条第2号イに規定する県営住宅に入居している者にあつては、他の同号イに規定する県営住宅）」を加え、同条第4号中「普通県営住宅建替事業」を「県営住宅建替事業」に、「普通県営住宅の」を「公営住宅の」に改める。

第7条第1項第3号ウ中「普通県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第10条第1項中「普通県営住宅の用途」を「公営住宅の用途の廃止若しくは同項の規定に準じて行う第2条第2号イに規定する県営住宅の用途」に改め、同条第2項中「普通県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第20条中「により」の右に「（引き続き居住を希望する県営住宅が公営住宅以外の県営住宅である場合にあつては、同条の規定に準じて知事が定めるところにより）」を加える。

第46条第1項中「第45条第3項」を「第44条第3項」に、「普通県営住宅の用途」を「公営住宅の用途の廃止若しくは同項の規定に準じて行う第2条第2号イに規定する県営住宅の用途」に改め、同条第2項中「普通県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第51条第1項中「普通県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第53条第1項中「普通県営住宅建替事業」を「県営住宅建替事業」に、「普通県営住宅を」を「公営住宅を」に、「普通県営住宅の」を「公営住宅の」に改め、同条第3項中「普通県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第54条（見出しを含む。）及び第55条中「普通県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第56条中「県営住宅の用途」を「公営住宅若しくは改良県営住宅の用途の廃止又は法第44条第3項の規定に準じて行う第2条第2号イに規定する県営住宅の用途」に改め、「により」の右に「（第2条第2号イに規定する県営住宅に入居させる場合にあつては、政令第11条に定めるところに準じて）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第23号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の項を次のように改める。

教 育 委 員 会	委 員	月 額	290,000円
-----------	-----	-----	----------

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「勤務条件」の右に「及び職務に専念する義務の特例」を加える。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第3条第4項、第4条第1項及び第38条中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第8条中「勤務条件」の右に「及び職務に専念する義務の特例」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年兵庫県条例第33号）本則（第3号を除く。）、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第3条第5項、第4条第2項、第5条から第7条まで、第10条、第11条の2第1項から第3項まで、第13条第1項、第15条第4項及び第20条並びに職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）第25条及び第26条中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

（職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第2項第4号を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第5条第2項第1号中「及び第4号」を削り、同項第4号を削る。

（兵庫県教育委員会委員定数条例の一部改正）

第4条 兵庫県教育委員会委員定数条例（平成12年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合には、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間は、第1条の規定による改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1教育委員会の項の規定、第2条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例第1条、第7条及び第8条の規定、第3条の規定による改正後の職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例第5条の規定並びに第4条の規定による改正後の兵庫県教育委員会委員定数条例本則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1教育委員会の項の規定、第2条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例第1条、第7条及び第8条の規定、第3条の規定による改正前の職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例第5条の規定並びに第4条の規定による改正前の兵庫県教育委員会委員定数条例本則の規定は、なおその効力を有する。



兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第24号**

**兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中 「兵庫県立川西北陵高等学校 川西市 を「兵庫県立川西北陵高等学校 川西市」  
兵庫県立川西高等学校 川西市」  
に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第25号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18,238人」を「18,133人」に、「10,573人」を「10,539人」に、「8,470人」を「8,461人」に、「3,742人」を「3,864人」に、「41,023人」を「40,997人」に改める。

附則第2項中「570人」を「525人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第26号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表兵庫県立尼崎病院の項を次のように改める。

兵庫県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2丁目
----------------	------------

第2条第2項の表兵庫県立塚口病院の項を削り、同条第3項の表兵庫県立尼崎病院の款を次のように改める。

兵庫県立尼崎総合医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 心療内科 漢方内科 緩和ケア内科 感染症内科 腫瘍内科	床   730
	外科	外科 頭頸部外科 <sup>けい</sup> 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 アレルギー科 小児アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 小児救急科 歯科 <sup>くう</sup> 口腔外科	

第2条第3項の表兵庫県立塚口病院の款を削り、同表兵庫県立加古川医療センターの款外科の項中「心臓血管外科」を「消化器外科 心臓血管外科」に改め、同表兵庫県立淡路医療センターの款内科の項中「循環器内科 神経内科」を「呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 血液内科」に改め、同表外科の項中「心臓血管外科」を「呼吸器外科 心臓血管外科」に改め、同表兵庫県立光風病院の款中「495」を「478」に改め、同表兵庫県立柏原病院の款上記以外の診療科目の項中「麻酔科」を「麻酔科 救急科」に改め、同表兵庫県立リハビリテーション中央病院の款上記以外の診療科目の項中「神経小児科」を「神経小児科 小児精神科」に改め、同条第4項から第8項までを削る。

第3条の2の見出し中「授業料等」を「証明手数料」に改め、同条第1項中「養成所に入学した者から授業料及び入学料を、入学試験を受ける者から入学考査料を、卒業証明書」を「看護師養成所の卒業証明」に改め、「(養成所に在学している者を除く。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の証明手数料の額は、証明書1通につき400円とする。

第3条の3を削る。

第4条の見出し中「料金等」を「料金」に改め、同条中「、授業料、入学料及び入学考査料」を削る。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表の改正規定、同条第3項の表の改正規定（同表兵庫県立尼崎病院の款及び兵庫県立塚口病院の款に係る部分に限る。）、同条第4項から第8項までを削る改正規定（同条第7項及び第8項に係る部分に限る。）及び第3条の3を削る改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において管理規程で定める日から施行する。